

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業地域

小川町全域

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年三月十九日まで